

お詫び

当行における不祥事件の発生に対し、当行の法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であり内部管理態勢を充実する必要があるとして、本日、関東財務局長より業務改善命令を受けました。

日頃から当行を信頼し、ご支援とご愛顧をいただいておりますお客様、株主様、ならびに関係する皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことに、心からお詫び申し上げます。

当行では、従来から法令等遵守態勢の強化を経営の最重要課題として位置付けて取り組んでまいりましたが、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、法令等遵守態勢の確立及び不祥事件の再発防止に向け、内部管理態勢の一層の充実・強化を図るべく、改善に取り組んでまいります。

平成 17 年 6 月 10 日

株式会社 東 和 銀 行
取締役頭取 増田 熙男

業務改善命令の内容及び今後の対応につきましては、こちらをご覧ください。